

## 第10章 水防活動

# 第10章 水防活動

## 第1節 水防配備

### 1 市の非常配備（郡山市地域防災計画による）

水害が発生し又は発生するおそれがある場合において、水害応急対策に対処する人員を確保するため、次により職員、消防団員及び他の防災機関による要員を動員し配備する。

### 2 配備体制

水害の発生が予測されるとき、又は水害が発生した場合における水防活動を実施するための体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（第1・2次非常配備）とし、その基準はおおむね次のとおりとする。（郡山市地域防災計画P.65～75）

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
注 意 体 制	1 各注意報の1以上が発令され、なお、警報の発表が予想されるとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 その他、特に建設交通部長が必要と認めるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事態に対処するため水害防除の措置を強化し、援助、その他被害拡大を防止するため必要な準備を開始するほか状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。</li> </ul>
警 戒 体 制	1 次の各警報の1以上が発表され、被害が予想される場合において、本部長が、当該配備の指令をしたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 2 その他、特に建設交通部長が、必要と認めるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>注意体制を強化するとともに、局地的災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。</li> <li>情報を収集し、水防本部設置についての状況を市長に報告する。</li> </ul>

<p>非常体制 〔第非一常次配備〕</p>	<p>1 相当規模の水害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2 警戒体制をさらに強化するとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郡山市水防本部を設置する。</li> <li>・ 関係行政機関、公共機関、自主防災組織、団体等との相互連携を密接にし必要な協力、援助を要請する。</li> </ul>
<p>非常体制 〔第非二常次配備〕</p>	<p>1 市内数ヵ所又は市内全域にわたり、激甚な被害が発生したとき。 2 特別警報が発表されたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防本部の全員及び協力機関等をもって、災害応急対策活動ができる体制とし、県及び自衛隊等の応援出動を要請する。</li> </ul>
<p>備考：水害の規模又は特性に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。</p>		

### 3 活動要領

#### (1) 注意体制（水防本部設置前）

注意体制下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

- ① 河川班長は、市域に気象注意報が発せられ、これらによる異常自然現象による水害の発生があるとき、県及び関係機関と連絡を取り、気象、雨量、水位、流量、その他水害に関する情報を収集し、関係部長に連絡し、必要人員を配置する。
- ② 建設交通部長は総務部長、下水道部長を招集し、相互に情報を交換して客観的情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討する。また、必要に応じてその他部局長を招集し、意見を求めることができる。
- ③ 注意体制につく職員は、河川課又は所定の場所に待機する。
- ④ 注意体制下の班長は、河川班長、防災危機管理班長、道路維持班長及び下水道維持班長からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行う。
- ⑤ 注意体制につく職員の人数は、注意体制配置編成計画表（郡山市地域防災計画P. 69）により配置し、指揮は建設交通部長が執る。

#### (2) 警戒体制（水防本部設置前）

市域にわたり気象警報が発せられ、大規模な水害発生の恐れがあるとき、又は切迫したとき、関係部・課は、必要な人員をもって情報収集、連絡活動を強化し、現場警戒を行い、必要に応じ市民への広報、水害応急措置を実施するとともに、実態の推移により直ちに非常体制に移行できる体制とする。建設交通部長は情報を収集し、水防本部設置についての状況を市長に報告する。

指揮は、建設交通部長が執る。

#### (3) 非常体制（水防本部設置後）

##### ① 第1次非常配備

本部設置時に、あらかじめ定める非常活動に必要な人員をもって、水害応急対策を実施する。

ア 第1次非常配備は、本部の設置とともに活動を開始するものであり、本部を正庁又は本部長の指定する場所に開設する。

イ 各部の長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。

ウ 建設交通部長は、関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について必要に応じて、本部長に報告する。

エ 建設交通部長は、必要があると認めるときは、報道機関の協力を求め、水害に関する情報の周知を図るものとする。

オ 各部の長は、次の措置をとり、随時その状況を、本部長に報告する。

(ア) 状況を、関係各班の職員に徹底させ、必要な人員を配置する。

(イ) 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

(ウ) 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整える。

カ 本部長は必要に応じ、本部会議を招集する。

##### ② 第2次非常配備

水害の状況に対応し、市の総力をあげて、水害応急対策を実施する体制とする。

非常体制が指令された後及び被害が発生した後、各部の長は注意体制配置編成、警戒体制配置編成、又は非常体制配置編成の基準に基づき、直ちに所属職員の招集、配備を行い、水害対策活動に全力を集中し、その活動状況を随時本部長に報告する。

特に、特別警報が発表された場合は、市内において甚大な被害の発生が予想されることから、市民の生命を守ることに注力する。

#### 4 職員の動員配備

##### (1) 勤務時間内の動員配備

- ① 各部の長は、配備の指示を受けた時は、直ちにそれぞれの配備体制の区分編成に従い、班員を招集し、水防活動を実施する。
- ② 配備についた班員は、上司の命に従い、水防活動を実施する。

##### (2) 勤務時間外の動員配備

- ① 各部の長は、伝達責任者及び伝達副責任者を定め、水害に対処する。
- ② 伝達責任者、伝達副責任者、及び班員は、つねに伝達先を把握しておく。
- ③ 各部の長は、本部長から動員に関し、命令されたときは、迅速かつ明確に伝達責任者に伝達する。伝達責任者が不在の際は、伝達副責任者に伝達する。
- ④ 職員は、気象状況から、明らかに水害の発生が予想される時及び水害発生の記事に接し、職員の動員配備が予想される時は、自ら上司と連絡をとって、上司の指示に従う。また、自らの判断で所定の場所に参集するものとする。
- ⑤ 夜間における宿直警備員は、非常配備に該当する警報等を受けた時は直ちに河川班長にその旨を報告し、指示を受ける。

#### 5 水害時における職員の服務心得

##### (1) 職員の自覚

水害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員は常に全体の奉仕者であるという自覚のもと、最善を尽くす。

##### (2) 動員及び参集の義務

職員は、上司の指示に従って、水防並びに救助及び応急復旧活動に従事する。勤務時間外においても、万難を排して、可能な方法により、直ちに参集し、配備につく。なお、遠隔地にいる等特別な事情により参集が困難な場合には、その旨を所属長に連絡し、併せて連絡先についても伝達すること。

##### (3) 服務の厳正

水害時は、特に果敢即決をもって最善を要求されるため、服務の厳正を期す。

##### (4) 担当業務の的確な履行

水害時における各部署の担当業務は、的確、かつ責任をもって実施するとともに、必要に応じて各業務間の分担を弾力的に処理し、また各関係機関と密接に連絡協調し、問題の解決に当たる。

##### (5) 被災者に対する応接には、迅速、かつ懇切に接するよう心掛ける。

#### 6 消防団員の動員、非常配備

##### (1) 動員命令は、本部長が消防団長に対し行うものとし、消防団長が全地区隊に対し、次により命令する。

- ① 動員を要する地区隊、分団名
- ② 動員の規模
- ③ 応急復旧活動内容及び場所
- ④ 装具等
- ⑤ 集合時間及び場所
- ⑥ その他必要と認める事項

##### (2) 非常配備

本部長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は概ね次のとおりとする。

活動段階	配 備 基 準	配 備 体 制
・第1段階 待 機	1 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
・第2段階 準 備	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
・第3段階 出 動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。	及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
・第4段階 解 除	1 水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき。	人員を確認し、水防活動の内容を水防管理団体に報告のうえ、解放する。

\*なお、地震により堤防の漏水、沈下等の被害が発生した場合、またはその恐れが大な場合、上記に準じ指令を発するものとする。

(3) 動員の規模、能力については、郡山市地域防災計画第4章第5節「消防計画」による。

## 第2節 巡視及び警戒

### 1 平常時

水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防・施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防・施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

## 2 出水時

水防管理者等は、福島県から非常配備態勢が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（郡山市地域防災計画資料編P. 24から30）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、福島県県中建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、福島県県中建設事務所長は福島県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第10章第6節に定める決壊等の通報及びその後の処置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれる恐れのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

## 第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態を考慮して最も適切な工法を選択し実行するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、参考資料P. 112から114のとおりである。

その際、消防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難に要する時間等を考慮して、消防団員が自身の危険が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

## 第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## 第5節 避難のための立退き

- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、当該地区を所轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- 2 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を福島県県中建設事務所長に速やかに報告するものとする。

## 第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の処置

### 1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水時期前に、洪水時における堤防の監視、警戒及び連絡体制・方法を確認しておくものとする。

## 2 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、第5章第3節の水位等の通報系統図のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

## 3 決壊等後の措置

堤防その他施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

# 第7節 水防配備の解除

## 1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

## 2 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が降下して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは消防団員は自らの判断により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。